

## 滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部 会則

第1条 本会は滋賀県立大学同窓会湖風会環境科学部支部(通称:環友会)と称する。

第2条 本会は支部会員相互の親睦を図り、環境科学部支部の充実発展と母校の発展に寄与し、あわせて社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会の事務局は、滋賀県立大学湖風会館内に置く。

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 母校の発展への協力の事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会は、滋賀県立大学同窓会湖風会会員のうち、以下のものをもって構成する。

- (1) 正会員
  - 1) 滋賀県立農業短期大学卒業生
  - 2) 滋賀県立短期大学農学科、農業土木学科、農業経済学科、建築学科卒業生
  - 3) 滋賀県立大学環境科学部卒業生および環境科学研究科修了生
- (2) 準会員  
滋賀県立大学環境科学部在学学生
- (3) 特別会員  
正会員に関係のある教職員(退職者を含む)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 2名
- (6) 顧問 若干名

第7条 第6条に規定する役員の選出又は委嘱については、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、幹事、会計、監査は総会において正会員の中から選出する。
- (2) 顧問は、正会員、特別会員の中から、役員会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 第6条に規定する役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

- (3) 幹事は、会務の運営に参画する。
- (4) 会計は、会計業務を行う。
- (5) 監査は、会計報告に対する監査を行う。
- (6) 顧問は会長の諮問にこたえる。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 総会は隔年に1回開催する。総会は、役員及び本支部評議員をもって構成する。

- (1) 総会は、役員の選任、会則の改廃及び本会の運営に関する重要事項を審議し、出席した評議員の過半数以上の賛成をもって決議する。なお、可否同数の場合は会長の決するところによる。
  - (2) 会長は必要あるときに臨時総会を招集することができる。
  - (3) 会長が対面による総会の開催ができないと判断した場合は、書面決議をもって議決することができる。
2. 総会が開催されない年度については、役員会にて承認された事業計画案及び予算案に沿って執行、支出するものとする。

第11条 役員会は、第6条に規定する会長、副会長、幹事、会計、監査をもって組織し、次に掲げる事項を審議、執行する。

- (1) 事業計画の企画および執行
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

第12条 本会の経費は、同窓会の支部活動予算、その他の収入を持ってこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会の会則に定めない事項については、会長が役員会に諮り定める。

附則 本会則は平成27年6月6日から施行する。

附則 本会則は令和4年6月19日から施行する。

なお、第10条の「本支部評議員」とは、湖風会会則第8条第5項にて湖風会が指名し委任した評議員のうち本支部に属する者(役員を除く)をいう。

また、施行に併せて令和3・4年度役員の任期を1年延長し、令和5年度までとする。